

武豊町地域公共交通会議規約（案）

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通に関わる諸問題について調査研究し、より良い交通政策の策定及びその推進に資するため、さらに、地域公共交通計画（以下「計画」という。）等の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うために、武豊町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項等）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を行う。

- (1) 地域交通のあり方や交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた輸送サービスの範囲、形態及び運賃・料金等に関すること。
- (3) 計画等の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 計画等の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 計画等に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (6) その他交通会議が必要と認めること。

（委託等）

第3条 交通会議は、前条に規定する業務について、委託等を行うことができる。

（組織）

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) 住民及び利用者の代表
 - (2) 学識経験者
 - (3) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
 - (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者を代表する者
 - (5) 一般乗用旅客自動車運送事業者を代表する者
 - (6) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体を代表する者
 - (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
 - (8) 関係行政機関の職員で、各機関の長が指名する者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度末までとする。ただし、委員の変更があった場合又は一般旅客自動車運送事業者の変更があった場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任を妨げない。

（役員）

第5条 交通会議に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 座長 1名
 - (4) 監事 1名
- 2 会長は町長とし、交通会議を代表する。
- 3 副会長及び座長並びに監事は会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 座長は交通会議の議長となる。

6 武豊町に対する申請及び契約に関しては、会長が交通会議を代表する。

(会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が必要に応じて召集する。

2 委員は委任状により代理者を出席させることができる。

3 交通会議は委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 交通会議の議決は全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席した委員の4分の3以上の同意により決する。

5 交通会議は原則として公開とする。

6 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聞くことができる。

7 会長が、協議事項が緊急を要するもの又は軽微なものと認めるときは、協議会の開催に代え、書面により賛否を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第8条 交通会議は、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、委員及びその他交通会議が必要と認めた者により組織する。

3 部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(会計)

第9条 交通会議の収入及び支出に関する必要事項は別に定める。

(会議が廃止された場合の措置)

第10条 会議が廃止された場合においては、会議の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務は、武豊町総務部防災交通課において処理するものとし、庶務に関する必要事項は別に定める。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この規約は、平成21年4月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年2月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年12月8日から施行する。